

# 返還保証書（様式13）の記入例（人的保証選択者）

この用紙は、連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有することを証明する「資産等に関する証明書類」を添付して提出する必要があります。必要な資力を有すると認められる基準については右表をご参照ください。ただし、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人であることが条件となります。

※この用紙は「奨学生のしおり」からダウンロードするか学校に申し出て学校から受け取ってください。

## 【日付】

返還誓約書に印字された日付（奨学金申込日）を記入してください。

## 【当該人物欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）が署名し、実印を押印してください。「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

## 【奨学生本人情報欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）があなた（奨学生本人）の氏名、奨学生番号、生年月日を記入してください。

**当該人物（連帯保証人または保証人）がすべての項目を記入してください。**

【様式13】

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。  
(当該人物が①～④の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

610～・810～

### 返 還 保 証 書

令和3年4月1日

(①返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1.の「奨学生本人」が借用する、2.の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸付中はすべて予定)を確認のうえ、4.の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う奨学金の返還を確実に保証します。

氏名	奨学 五郎	五美郎学
(② 当該人物の署名押印、印は実印)		
生年月日	昭和29年4月25日生	奨学生本人との関係 祖父
(③ 当該人物の生年月日を記入) (④ 続柄を記入)		

奨学生本人の氏名	奨学生番号	奨学生本人の生年月日
奨学 太郎	621-04-XXXXXX	平成14年11月11日生
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	320万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの)等
給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの)等
預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還総額)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの)等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの、変更届に添付する場合は、変更届記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書<法務局で取得>など)
IとIIを組み合わせた場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	Iの金額+(IIの金額÷16) ≥ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)

※記入のうえに捺印及び印字された奨学金に関する情報は、借手の奨学金支取履歴、奨学金返済履歴(返還滞りを含む)及び滞り続いた場合の返済滞り状況等のために利用されます。この利用目的の範囲内において、貸与期間中に貸与者の同意なく貸与履歴を貸与者、貸与機関、文部科学省の機関等に提供することがあります。貸与者の同意なく貸与履歴を貸与者、貸与機関等に提供することについては、貸与履歴提供に関する同意書に必要事項を記載し提供する必要があります。また、行政機関及び金融機関からの奨学金の返還滞りの防止等のために所管が保有した場合は、貸与期間中にあなたに貸与履歴が提供されます。

資産等の状況が以下I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明する証明書類の添付が必要です。

## I 年間収入・所得で判定

- ・給与所得者  
年間収入320万円以上  
(証明書：源泉徴収票、年金振込通知等)
- ・給与所得者以外  
年間所得220万円以上  
(証明書：確定申告書(控)(受付印のあるもの)等)

## II 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額(返還誓約書に印字されている金額)以上  
(証明書：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書(評価額のわかるもの)等)

## III 上記IとIIの組み合わせで判定

I + (II÷16) で算出される金額が  
(給与所得者の場合)320万円以上  
(給与所得者以外の場合)220万円以上

※年金は給与として扱います

※給与所得以外 + 給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です